

12/17 受領

平成22年12月15日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 五ノ井 善成
平成22年(弐)第6032号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・静岡地方裁判所浜
松支部平成21年(ワ)第540号)

口頭弁論終結日 平成22年11月24日

判 決

静岡県

控 訴 人

訴訟代理人弁護士	瀧	康	暢
同 上	西	川	穂
同 上	望	月	子
同 上	武	川	弓
同 上	丹	羽	奈 絵
同 上	鈴	木	美
同 上	小	出	加

東京都港区赤坂五丁目2番20号

被 控 訴 人	新生フィナンシャル株式会社
代表者代表取締役	梅 田 正 太
訴訟代理人弁護士	二 川 裕 之
同 上	鈴 木 洋 平

主 文

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、65万2569円及びうち40万4461円に対する平成13年11月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じて、被控訴人の負担とする。
- 4 この判決の第2項及び第3項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が、貸金業者である被控訴人との間で、継続的に金銭の借入れと弁済を繰り返し、原判決別紙1記載のとおり取引をしたところ、これらの取引について、利息制限法1条1項所定の金額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、既に借入金残高がなく過払金が発生しており、かつ、被控訴人は上記過払金となる弁済の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、被控訴人に対し、不当利得により、上記過払金並びに取引終了日までに発生した民法704条前段所定の法定利息及び上記過払金に対する取引終了日の翌日から支払済みまでの同条前段所定の法定利息の支払を求める事案であるところ、控訴人は、被控訴人から取引履歴が開示されなかつた昭和60年3月2日から平成5年10月30日までの取引については、原判決別紙1記載のとおりの取引があったことを証拠及び弁論の全趣旨により推認すべきこと、仮に推認することができないとしても、上記期間に係る取引履歴（以下「本件取引履歴」という。）は、被控訴人によって、控訴人による利用を妨げる目的で破棄されたものであるから、控訴人の主張につき民事訴訟法224条2項及び3項による真実擬制がされるべきであると主張した。

なお、控訴人は、当初、株式会社レイクと取引をしていたところ、同社は、平成10年11月2日、ジー・イー・コンシュマー・クレジット株式会社に営業譲渡をし、同社は、平成14年12月2日、GEコンシューマー・クレジット有限会社に吸収合併され、同社は、平成15年10月1日、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社に吸収合併され、同社は、平成21年4月8日、新生フィナンシャル株式会社に商号を変更した。

2 原判決は、原判決別紙1記載のとおりの取引を証拠上認めることはできない

し、民事訴訟法224条2項の定める目的も認められないから真実擬制もできないとして、原判決別紙2記載のとおり、被控訴人が開示した最初の取引日の冒頭残高を0円とする推計計算をし、控訴人の請求を一部認容し、その余を棄却したことから、これを不服とする控訴人が控訴した。

3 前提事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決「事実」中、「【当事者の主張】」の第1及び第2記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、控訴人の請求は、すべて理由があると判断する。その理由は、次のとおり付け加えるほか、原判決「理由」中の第1記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

1(1) 原判決書7頁20行目の「主張し、」の次に、次のとおり加える。

「その根拠について、昭和60年3月2日から平成5年10月31日までの取引について、月1万4000円を返済しながら間断なく取引を継続し、被控訴人の計算上、昭和63年6月8日時点で23万3705円、平成5年10月31日時点で20万0508円の貸付残高となるように調整した数値をもって推計値としたことを説明し、」

(2) 同頁22行目の冒頭から8頁10行目の末尾までを次のとおり改める。

「 そして、証拠（甲1、2、52）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 控訴人は、昭和60年3月2日、被控訴人との間で、極度額30万円の範囲内で継続的に金銭消費貸借をする旨の合意（以下「60年契約」という。）をした。（甲2〔1枚目〕）

イ 控訴人は、昭和63年6月8日、被控訴人との間で、60年契約に係る同日現在の貸付残高が被控訴人の計算上23万3705円であることを確認の上、同契約を更新し、限度額30万円、元利定額リボルビング方式に

より月1万4000円以上の返済をする旨の合意（以下「63年契約」という。）をし、30万円の借入れをした。（甲2〔1枚目〕、甲52）

ウ 控訴人は、平成5年10月31日、被控訴人に対し、1万4000円を返済し、63年契約に係る貸付残高が被控訴人の計算上20万0508円になった。控訴人は、平成5年10月から平成6年1月まで、被控訴人に對し、月1万4000円を返済した。（甲1）

エ 控訴人は、平成6年2月1日、被控訴人との間で、63年契約に係る同日現在の貸付残高が被控訴人の計算上29万9453円であることを確認の上、同契約による限度額30万円を40万円に、月額返済額を1万9000円に変更する旨の合意（以下「2月1日契約」という。）をした。被控訴人は、契約内容を変更するに際し、控訴人の運転免許証及び源泉徴収票を確認した。（甲2〔2枚目〕）

オ 控訴人は、平成6年2月15日、被控訴人との間で、2月1日契約に係る貸付残高が被控訴人の計算上40万円であることを確認の上、同契約による限度額40万円を50万円、月額返済額を借入残高に対応する額に変更する旨の合意（以下「2月15日契約」という。）をした。（甲2〔3枚目〕）

カ 被控訴人は、「貸金業規制法第19条に基づく帳簿の一部」として、63年契約、2月1日契約及び2月15日契約に係る契約内容を記載した書面を保管していた（甲2）。

これらの認定に係る60年契約、63年契約、2月1日契約の各内容、昭和63年6月8日及び平成5年10月31日の各残高の状況から、控訴人及び被控訴人の間において、昭和60年3月から平成5年10月31日までの間、取引が間断なく継続していたことが認められ、さらに、平成5年10月から平成6年1月までの返済状況、2月1日契約及び2月15日契約による限度額に係る更新実績を併せ考えると、控訴人の主張する推計値をもって一

つのあり得る合理的な推測ということは可能であるが、平成5年10月31日時点における冒頭残高0円の推計計算を超えて、具体的な個々の借入時期及び借入額などを認定するには足りず、推計値全体を合理的な疑いを容れないものとして認定するには至らないというべきである。」

- 2 8頁12行目の冒頭から同頁26行目の末尾までを次のとおり改める。
- 「ア 証拠（乙1ないし9〔枝番を含む。〕）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、被控訴人と平成13年11月16日に最終の取引をしたところ、被控訴人は、平成14年に、取引履歴開示に伴う人的物的負担の軽減、顧客情報の流出防止等の観点から、法令解釈等を検討した結果、取引履歴の保存期間を10年間とする社内方針を策定し、平成4年12月31日までの取引関係のデータを平成15年1月1日から一気に消去し、それ以後、毎月、10年が経過した該当月のデータを消去する運用を平成15年9月まで続け、その結果、同月において顧客との取引から10年が経過した平成5年9月分までのデータの消去（以下「本件廃棄行為」という。）がされ、その消去されたデータの中には、被控訴人と控訴人の昭和60年3月2日から平成5年10月30日までの本件取引履歴が含まれていたことが認められる。そこで、被控訴人による本件取引履歴の破棄が、民事訴訟法224条2項にいう「相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ」たことになるかを検討する。
- イ 真実擬制の前提となる文書は、それが存在すれば、民事訴訟法220条の提出義務の対象となり得るものであることが必要であるところ、本件取引履歴は、控訴人と被控訴人との間の継続的金銭消費貸借契約に基づく借入れ及び返済を記録した文書であり、挙証者である控訴人と、文書の所持者である被控訴人との間の法律関係について作成されたものとして同法220条3号後段所定の法律関係文書に該当するため、それが存在している限り、被控訴人に提出義務がある文書に当たる。

もっとも、そもそも文書の所持者は、一般的に、将来予想される自己に対する訴訟提起に備え、その訴え提起をするであろう者のために証拠方法となり得るあらゆる文書を保管し維持すべき義務を負うものではないというべきであるから、同法224条2項の対象となる文書は、法令、契約若しくはその付随的義務に基づき保管義務を負う文書、又は当事者間の現在する紛争若しくは将来予測される紛争との関係において、信義則上、保存義務が認められる文書に限定されると解すべきである。

ウ そこで、本件取引履歴には、保存義務が存在したかを見る。

(ア) 本件廃棄行為時の貸金業の規制等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）17条1項違反

控訴人は、施行規則17条1項の「貸付けの契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済日…から少なくとも3年間保存しなければならない。」との規定文言からは、包括契約の保存期間の起算点は、包括契約終了時であり、個々の取引の終了時ではないことは明らかであるとして、同項違反を主張し、被控訴人は、「最終の返済日」につき、個々の消費貸借契約と同列に解し、リボルビング契約が更新等される限り最終の返済期日は到来せず、保管義務が事実上半永久的なものとなるといった解釈を採用していなかったのであり、本件取引履歴の廃棄は保管義務違反にならないと考えていた旨主張する。

そこで検討するに、本件廃棄行為時の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）19条の帳簿の備付けに関する施行規則16条1項3号は、同法19条所定の帳簿には、「貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、各回の弁済に係る」受領金額、充当の内訳、受領年月日、残債務額等を帳簿に記載する義務を規定しており（平成12年6月1日施行の改正により、「過去3年間のものに限る」とする限定が削除された。）、施行規則17条1項は、「貸付けの契約ごと

に、当該契約に定められた最終の返済日…から少なくとも3年間保存しなければならない。」と定めていたところ、貸金業法19条の趣旨は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、利用者の保護を図る目的の一環として、継続的に業務の内容を記録、保存して貸金業の業務の運営の適正化を図るとともに、貸付けに関する紛争を将来にわたって未然に防止し、又は発生した紛争を速やかに解決することを図るというものであるから、「貸付けの契約」については、個々の貸付けに係る基本契約を意味し、基本契約が更新された場合には、更新前の契約についても、更新後の契約と一体のものと解すべきものである。そうすると、更新前の基本契約に基づく貸付債権に係る取引履歴も更新後の基本契約に係る最終の返済日から3年間保存しなければならないことになるから、平成15年1月から9月にかけて、平成13年11月16日まで継続された本件取引に係る本件取引履歴を廃棄した本件廃棄行為は、施行規則17条1項に基づく保管義務に違反するものである。

なお、被控訴人は、施行規則17条1項にいう「最終の返済日」には、基本契約を切り替えた日を含む旨主張するが、同条項の上記趣旨に照らして採用することができない。

(イ) 本件廃棄行為時の商法（以下「旧商法」という。）36条1項、2項違反

控訴人は、旧商法36条1項及び2項は、商人に対し、商業帳簿の作成を義務付けるとともに、帳簿閉鎖の時より10年間、商業帳簿及びその営業に関する重要な資料を保存すべき義務を定めており、その保存期間は、帳簿の使用を廃止した時点から起算されると解すべきところ、取引履歴はこれに当たり、取引が継続している限り保存期間が満了することはない旨主張する。

しかし、商業帳簿とは、商人がその財政状態又は経営成績を明らかにす

るために作成する帳簿ないし書類を指称するのであって、単に金銭や物品の授受の証拠のために作成されたにすぎないものは商業帳簿とはいえないところ、貸金業法19条の趣旨は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、利用者の保護を図る目的の一環として、継続的に業務の内容を記録、保存して貸金業の業務の運営の適正化を図り、貸付けに関する紛争を将来にわたって未然に防止するというものであり、その保存期間を3年と定め、旧商法36条を準用していないことから、貸金業法19条に基づき作成される取引履歴は、特に商業帳簿として作成する目的を貸金業者が有していない限り、商業帳簿と見ることはできない。そして、本件において、被控訴人が本件取引履歴を商業帳簿として作成したことを認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 信義則上の保存義務違反

被控訴人は、平成15年当時、多数の過払金返還訴訟を提起されて応訴し、その中で取引履歴の開示を文書提出命令により命じられていたこと(甲7ないし35, 37, 39, 78ないし80), 社会的な状況としても、本件廃棄行為時の特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律10条は、特定調停の当事者につき、任意に保管し又は保存義務に基づき保管している取引履歴等により債権又は債務の発生原因及び内容、弁済等による債権又は債務の内容の変更等に関する事実を明らかにすべき責務を規定し、このことを前提とする実務運用がされていたことや、過払金返還訴訟が年々増加しつつあったこと(顕著な事実)から、以後多くの顧客が過払金の返還を求め、話し合がまとまらなければ訴訟の提起又は特定調停の申立てをするであろうことは当然に予測することができたといえ、しかも、過払金の清算も終えて初めて被控訴人と顧客との間の継続的な金銭消費貸借取引が実質的に終了することも、被控訴人において当然に認識可能なものであったというべきである。そうすると、被控訴人には、信義則

上の保存義務が存在したものといわなければならぬから、本件廃棄行為は、信義則に基づく保管義務に違反するものである。

(エ) 前記イ、ウ(ア)及びウによれば、被控訴人は、貸金業法19条、施行規則17条の定める保存義務及び信義則上の保存義務に違反して本件取引履歴を廃棄したものと認められる。

エ(ア) ここで、本件取引履歴を破棄した被控訴人について、「相手方の使用を妨げる目的」の存否を見るに、「相手方の使用を妨げる目的」とは、訴訟上書証として用いることを妨害することを意味し、証明に用いる者を特定してはつきり意識していることや、使用を妨げる目的を具体的に認識していることまでは必要でなく、将来誰かとの間に紛争を生じた場合、当該文書が存在していては自己の不利益になるかも知れないと考える程度でも足り、他の目的と併存していることも差し支えなく、また、故意と同視すべき重大な過失により証明妨害の結果を招來した場合も「相手方の使用を妨げる目的」があったと同視することができるものと解すべきであり、保存期間の満了前に文書を廃棄し、その使用を不可能とした場合には、特段の事情がない限り、文書の保存義務者が相手方の使用を妨げる目的で、その使用を不可能にしたものと推認するのが相当である。

そして、本件において、被控訴人は、保存期間の満了前に文書を廃棄し、その使用を不可能としているにとどまらず、前記認定のとおり、平成15年当時、多数の過払金返還訴訟を提起されて応訴し、その中で取引履歴の開示を文書提出命令により命じられていたこと、過払金返還訴訟が増加しつつあったことに加えて、証拠(甲79、80)及び弁論の全趣旨により、本件の控訴人との関係ではないが、現に過払金の返還に関する紛争が発生したり、訴訟が係属しているまさにその相手方当事者に係る取引履歴をも廃棄していることが認められることを併せ考慮すると、上記特段の事情を認めることはできず、被控訴人による本件取引履歴を含めた取引履歴の廃

棄は、前記認定のとおり、取引履歴開示に伴う人的物的負担の軽減、顧客情報の流出防止等の観点ないし目的があったことも認められるものではあるが、同時に、現に提起され、又は将来提起されることが予想される過払金返還訴訟の相手方による使用を妨げ、過払金の返還を免れるという確固たる目的が併存していたものと推認することができる。このことは、当時、取引履歴の開示を求める文書提出命令の申立てを却下した裁判例が存在したことでもって左右されるものではない。

なお、本件取引履歴を含めた取引履歴の廃棄について、取引履歴開示に伴う人的物的負担の軽減、顧客情報の流出防止等の目的が合理的なものとして認定することができるということは、他の併存する目的が存在しないことを意味するものではあり得ない。

- (イ) この点について、被控訴人は、近畿財務局に対する照会をした結果として、本件取引履歴を廃棄する際に保存義務違反になるとの認識を有しておらず、最高裁判所平成17年7月19日判決（民集59巻6号1783頁。以下「最高裁判所平成17年判決」という。）が出されるまで開示義務の対象となる文書とも考えていなかったのであり、そのような認識を持つに至ったことについてやむを得ない事情があった旨主張するところ、確かに、平成15年1月時点において、「貸付けの契約」については、被控訴人のような解釈が全く許されないことが自明である訳でなく、監督行政庁により一定の解釈が示されていたものでもないところ、かえって、近畿財務局は、調査嘱託に対し、被控訴人による「取引履歴の保管期間の社内規程がなく、調査の結果、商法の商業帳簿の保有などの最長が10年であることから、平成15年1月から取引履歴のテープによる保管期間を最長10年と定め、10年を経過したものは消去していく」旨の口頭説明に対し、「貸金業の規制等に関する法律に基づく同法施行規則第17条1項に基づき、同法第19条の帳簿である取引履歴を完済後から少なくとも3年間の保存

義務は遵守するように指導を行ったが、貸金業の規制等に関する法律以外の他の法律に基づく社内取扱いに関するることは、当局が了解等をする立場にないことから、了解したという事実はない。」（乙1の1、2）と回答しており、これを承けて、被控訴人において貸金業法及びその附属法令上の問題がないと認識したことが認められ、金融庁の担当官が、施行規則17条の解釈について、被控訴人の解釈と異なる解釈を取るべきことを明らかにしたのは平成15年10月のことであるから、被控訴人において、個々の取引から起算して10年を超えた時点から順次廃棄することが貸金業法及び施行規則に違反することを認識していたこと及び認識すべきであったことまでは認めることができず、ひいては、被控訴人に施行規則17条1項の定める保管義務に違反して本件取引履歴を廃棄するとの故意又は過失を認めることはできない。

しかし、このことは、信義則上の保管義務を解消する事由とはなり得ないだけでなく、取引履歴開示に伴う人的物的負担の軽減、顧客情報の流出防止等の目的と併存した相手方の使用を妨げる目的の認定に影響するものでもない。

(ウ) また、被控訴人は、取引履歴の開示義務の有無を問題とし、平成15年1月当時、大阪高等裁判所平成13年3月21日判決（消費者法ニュースNo. 47号45頁）、東京高等裁判所平成14年3月26日判決（判例時報1780号98頁）等の取引履歴の開示義務を認めた下級審裁判所の裁判例が存在した反面、大阪高等裁判所平成13年1月26日判決（金融商事判例1129号26頁）のように開示義務を否定する下級審裁判例が存在し、最高裁判所平成17年判決により、貸金業者に金銭消費貸借契約上の付随義務として取引履歴の開示義務が認められるとされ、この点の解釈上の争いが解決したことは被控訴人の主張するとおりであるが、これは取引履歴を保存していることを前提とする議論であり、本件の認定に影響

するものではない。

オ 以上によれば、被控訴人は、保存義務のある本件取引履歴を「相手方の使用を妨げる目的」をもって破棄したものと認められるところ、貸金業法は、貸金業者にいわゆる17条書面及び18条書面を弁済者に交付すべき旨を定めているが、長期間にわたって貸付けと弁済が繰り返される場合には、特に不注意な債務者でなくとも、交付を受けたいわゆる17条書面及び18条書面等を紛失していくことはあり得るものというべきであり、取引履歴が存在しない以上、借主が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるというべきである。

そこで、控訴人が本件取引履歴により立証しようとした控訴人の主張を真実と認めることができるかを検討するに、民事訴訟法224条3項は、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができると規定しているのであって、相応の合理性があると認めることのできる主張であればともかく、いかなる主張であっても真実と認めなければならないものではない。そこで、原判決別紙1記載の取引が相応の合理性を持つものとして真実擬制が可能なものといえるかを検討するに、前記認定に係る説示のとおり、控訴人の主張する推計値をもって一つのあり得る合理的な推測といえるのであって、相応の合理性を認めることができる。

したがって、当裁判所は、原判決別紙1記載のとおりの取引が存在したものと真実擬制を認めるものである。

なお、被控訴人は、このような真実擬制が認められるとすれば、顧客の主張するがままの取引経緯が裁判上認容されることになり、被控訴人の経営が成り立たなくなる旨主張するが、本件では、控訴人の主張する取引内容が相応の合理性を有することを踏まえて真実擬制を認めているのであって、被控訴人の主張は当を得ていない。」

3 9頁14行目の「別紙2」から同頁15行目の末尾までを次のとおり改める。
「原判決別紙1記載のとおり、平成13年11月16日の時点で、過払金元金168万1498円及び過払利息34万7759円が発生している。

なお、被控訴人は、平成22年9月3日、控訴人に対し、原判決より支払が命じられた過払金127万7037円及び同日までの確定法定利息金66万1372円を支払った旨主張するが、なお当審における審理対象となっている過払金40万4461円及び確定法定利息金24万8108円並びに上記過払金に対する平成13年11月17日から支払済みまでの年5分の割合による法定利息金の存在に影響するものではない。」

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求を一部棄却した原判決は相当でないから、原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 岡 久 幸 治

裁判官 三代川 俊一郎

裁判官 佐々木 宗 啓

これは正本である。

平成22年/2月/5日

東京高等裁判所第 11 民事部

裁判所書記官 五ノ井 善成

平成22年7月30日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 白間孝和

平成21年(ワ)第540号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成22年6月1日

判 決

原 告

上記訴訟代理人弁護士	瀧 康 帆
同	西 川 美 穂
同	望 月 直 子
同	鈴 木 含 美
同	小 出 智 加
同訴訟復代理人弁護士	武 川 真 弓
同	丹 羽 加 奈 絵

東京都港区赤坂五丁目2番20号

被 告	新生フィナンシャル株式会社
上記代表者代表取締役	梅 田 正 太
上記訴訟代理人弁護士	二 川 裕 之
同	鈴 木 洋 平

主 文

- 1 被告は、原告に対し、137万6688円及びうち127万7037円に対する平成13年11月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その3を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実

【当事者の求めた裁判】

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、202万9257円及びうち168万1498円に対する平成13年11月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

第2 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

【当事者の主張】

第1 請求原因

1 原被告間の取引について

(1) 平成5年10月31日から平成13年11月16日までの期間（被告が取引履歴〔甲1〕を開示した期間）の取引について

原告は、利息制限法所定の制限利率（以下、単に「制限利率」という。）を超える利息を支払うとの約定のもとで、被告から、別紙1の「借入」欄記載の金員を同欄に対応する「日付」欄記載の年月日に借り入れ、「返済」欄記載の金員を同欄に対応する「日付」欄記載の年月日に返済してきた。

(2) 昭和60年3月2日から平成5年10月30日までの期間（被告が取引履歴を開示した以前の期間）の取引（推定計算）について

原告は、制限利率を超える利息を支払うとの約定のもとで、被告から、別紙1の「借入」欄記載の金員を同欄に対応する「日付」欄記載の年月日に借り入れ、「返済」欄記載の金員を同欄に対応する「日付」欄記載の年月日に返済してきた。なお、原被告間の平成5年10月30日以前の取引履歴につ

いては、被告が取引履歴の開示に応じないため、被告から開示された契約書（甲2）の記載及び原告の記憶に基づき、推定計算によって算出している。

すなわち、契約書（甲2）には「昭和63年6月8日契約、限度額30万円、利率32.85パーセント、（返済方式）元利定額リボルビング、返済日毎月4日、返済額毎回1万4000円以上」と記載があり、下段に「（昭和60年3月2日契約、極度額30万円、残高23万3705円の更新）」との記載があるから、これにより、①昭和63年6月8日以降に、毎月4日、毎回1万4000円以上の返済をする原被告間の取引があったこと、②昭和63年6月8日前に23万3705円の貸付残高があったことが認められる。

そして、上記昭和60年3月2日の契約の際、間違いなく30万円の借入はあり、初回契約時から毎月最低でも1万4000円は返済していた。

（3）証明妨害による真実擬制について

上記推定計算については、証明妨害による真実擬制（民事訴訟法224条2項）が働くことからも認められるべきである。すなわち、同条項にいう「相手方の使用を妨げる目的」については、証明妨害による真実擬制の制度が衡平の観念と訴訟上の信義則に立脚している以上、保存義務があり、かつ保存期間を経過していない帳簿類を正当な理由もないのに廃棄したような場合、具体的な妨害意思がなくても、相手方の使用を妨げる目的で文書を廃棄したと評価してよいといえるところ、取引履歴の保存義務には、将来の顧客との計算関係を巡る紛争を防止する目的も含まれているのであるから、取引履歴については、保存期間を経過していたとしても、その廃棄については、将来の顧客からの過払金返還請求に対処する方法として、立証のために取引履歴を使用することを妨げる目的で文書を廃棄したと評価できる。また、平成15年ころには、みなし弁済の立証が物理的にも要件事実的にも極めて困難であることは貸金業界の常識となるに至り、貸金業界では、過払金返還請求を抑制する方法としては、取引履歴の開示を拒否する、あるいは一部しか

開示しないことが最も有効な対策だと認識し、取引履歴の開示請求に激しく抵抗するようになっていたところ、かかる状況のもと、被告も、平成15年に入り、それまで取引当初から取引履歴を開示していた姿勢を突如変更し、取引履歴の一部開示拒否をするに至ったのであるから、被告が、自ら主張するように平成15年の時点で、10年以上前の顧客との取引履歴を一斉に廃棄したのであれば、その目的は、顧客が取引履歴を過払金返還請求の書証として利用し、その請求をすることを妨げることにあるというべきである。

よって、平成5年10月30日以前の取引については、民事訴訟法224条2項により、原告主張の取引を真実と認めるべきである。

2 悪意の受益者について

被告は貸金業者であり、原被告間の取引の経過をすべて把握していたのであるから、制限利率により充当計算を行い過払いが発生する場合には、悪意の受益者として、民法704条に基づく年5分の利息（以下「過払利息」という。）の返還義務を負うというべきである。

3 引き直し計算結果について

上記2に従い、上記1の取引について、制限利率により充当計算を行うと、別紙1のとおり、平成13年11月16日の時点で、過払金元金168万1498円及び過払利息34万7759円が発生している。

4 よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき202万9257円（過払金元金が168万1498円、過払利息が34万7759円）及びうち168万1498円に対する平成13年11月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による過払利息の支払を求める。

第2 請求原因に対する認否等

1 請求原因1（原被告間の取引）について

- (1) 同(1)（取引履歴を開示した期間の取引）は認める。
- (2) 同(2)（取引履歴を開示した以前の期間の取引に係る推定計算）は否認ない

し争う。なお、被告は、平成5年9月より前の取引履歴を削除しており、保存している原告の取引履歴は平成5年10月以降のものしか存在しない。

(3) 同(3)（証明妨害による真実擬制）は、以下のとおり、否認ないし争う。

ア 被告は、次のアないしウの事実経過により、平成15年1月から9月までの間、顧客との取引から10年が経過した取引履歴を消去する方針をとり、この方針に基づいて取引履歴を消去したものであって、被告には、原告の使用を妨げる目的などなかった。

ア 被告は、平成14年、取引履歴開示に伴う人的物的負担の軽減、顧客情報の流出防止等の観点から、取引履歴の保存期間につき社内方針を策定することとした。ところで、被告は、顧客とのすべての取引において、いわゆるリボルビング契約（限度額貸付を定める包括ローン契約）方式を採用しているところ、かかるリボルビング契約に基づく顧客との取引においては、顧客は最大60回までの分割払いを選択できることから、その取引の多くが基本的に5年間で最終返済日を迎えるものであった。そこで、被告は、個々の契約における原則的に一番長い返済日である5年に、当時の貸金業法施行規則の要請であった最終の返済期日から3年を加えて、金銭消費貸借契約締結日から遅くとも8年間保存すれば、法令上の義務を果たしたことになると理解に基づき、（なお、当時、被告は、同規則上の「最終の返済期日」につき、個々の消費貸借契約と同列に、例えば、リボルビング契約が更新等される限り最終の返済期日は到来しないなどといった解釈をとっていなかった。なぜなら、リボルビング契約は、実際には被告からも顧客からも解約されることが殆どなく、自動的に更新されるから、上記のような解釈をとると、貸金業者の保管義務が事実上半永久的なものとなってしまうからである。），さらに、商業帳簿保存義務が10年間とされていることもふまえ（なお、商業帳簿については、当時の商法においても帳簿閉鎖の時から10年間の保存

義務が課されていたものであるが、被告は、貸金業法19条所定の業務帳簿が商業帳簿に該当するとの解釈をとっていなかった。），取引履歴の保存期間を10年として社内方針を策定することとした。それに際し、被告は、念のため近畿財務局に上記方針の当否について相談をしたが、これに対し、近畿財務局は、上記処理が貸金業法上問題となる可能性がある旨の指摘をしなかった。

(イ) そこで、被告は、平成15年1月1日から、一気に、10年以前の履歴を消去することとした。具体的には、取引データ及び残高データが保存されていたカセットテープ（バックアップ用に2本存在していた。）のうち、倉庫業者により保管されていた1本は、同業者をして物理的に粉碎せしめる方法で廃棄を行い、被告のデータセンターに保管されていたもう1本は、同じく同センターに保管されていた顧客の履歴データが保存されたカセットテープとともに、「イレイザー」という機械により磁気情報を消去した上で物理的に粉碎するか、又は上書きすることにより、消去を行った。また、これらのデータは、上記データセンターのハードディスクにも一旦保存されていたが、取引データと残高データは常に13か月経過すると順次自動的に消去されるようにプログラムされているので問題は生じず、履歴データは上書きの方法により全て消去した。

そして、平成15年1月1日以降は、各取引履歴が10年を経過するとともに、10年前の該当月の履歴ごとに消去することとし、平成15年1月、顧客の重要な情報についての機密抹消処理等の業務を行う株式会社ワンビシアーカイブズとの間で、データデリート（データ削除）処理業務を委託する基本契約を締結した上、同月から同年10月まで毎月、同社に対し、取引履歴を記録したカセット式カートリッジテープのデータ消去を委託した（ただし、後記(ウ)の事情から、同年10月の委託は後にキャンセルした。）。

(ウ) しかし、平成15年10月ころ、金融庁担当官が貸金業法施行規則17条の解釈につき上記処理方針と異なる見解を示したことを契機として、被告は、同見解に従った運用をすべきであるとの結論に至り、同年10月以降、前記処理方針の運用を停止した。

イ また、貸金業者に取引履歴の開示義務が認められることが明らかにされたのは、最高裁判所平成17年7月19日判決においてであり、他方、被告が取引履歴を削除していた時期はそれより2年弱も以前の平成15年9月までであるから、その時点において被告に開示義務及び保存義務があることを前提に削除の目的についての判断をするのは不合理である。

- 2 請求原因2（悪意の受益者）は否認ないし争う。
- 3 請求原因3（引き直し計算結果）は争う。

理由

第1 請求原因について

1 請求原因1（原被告間の取引）について

- (1) 同(1)（取引履歴を開示した期間の取引）の事実は、当事者間に争いがない。
- (2) 同(2)（取引履歴を開示した以前の期間の取引に係る推定計算）について原告は、昭和60年3月2日から平成5年10月30日まで（被告が取引履歴を開示した以前の期間），別紙1の「借入」欄記載の金員を同欄に対応する「日付」欄記載の年月日に借り入れ、「返済」欄記載の金員を同欄に対応する「日付」欄記載の年月日に返済してきたと主張し、これに沿う証拠（甲1，2，5）を提出する。

しかしながら、甲第1号証は被告が原告に開示した平成5年10月31日以降の取引履歴、甲第2号証は原被告間で締結された昭和63年6月8日付けの融資極度額設定契約書、平成6年2月1日付け及び同月15日付け契約書、甲第5号証は被告とは別の貸金業者が原告に開示した昭和57年9月9日以降の取引履歴であるところ、これらの断片的な資料から、昭和60年3

月2日から平成5年10月30日までの約8年8か月間の借入及び弁済に係る具体的な事実関係が原告の主張どおりであると推認することはできず、他に、この点についての原告の主張を認めるに足りる証拠はない。

そうすると、原告の推定計算は、結局、客観的な裏付けが十分でないということに帰し、認められないといわざるを得ない。

もっとも、証拠（甲2、52）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、その主張する昭和60年3月2日のころから被告との間で取引を開始しているものと認められ、その取引期間に照らして考えると、過払金が発生する可能性は相当程度あったといえるから、原被告間の取引履歴の残る最初の時点である平成5年10月31日時点の残高は0円と推認するのが相当である。

(3) 同(3)（証明妨害による真実擬制）について

原告は、被告が平成5年10月30日以前の原被告間の取引履歴を廃棄したのであれば、これは原告の使用を妨げる目的で廃棄したものといえるから、民事訴訟法224条2項により、平成5年10月30日以前の取引については、原告主張の取引を真実と認めるべきである旨主張するので、検討するに、証拠（乙1ないし9〔枝番を含む。〕）及び弁論の全趣旨によれば、被告が、取引履歴開示に伴う人的物的負担の軽減、顧客情報の流出防止等の観点から、法令解釈等の検討の結果、取引履歴の保存期間を10年間とする社内方針を策定し、平成4年12月31日までの取引関係のデータを平成15年1月1日から一気に消去し、それ以降、毎月、10年が経過した該当月のデータを消去する運用を平成15年9月まで続け、その結果、同月において顧客との取引から10年が経過した平成5年9月分までのデータは消去されたことを認めることができ、これを覆すに足りる的確な証拠はない。

そうすると、原告の主張する諸点をふまえても、本件全証拠によつては、被告が原告の使用を妨げる目的で平成5年10月30日以前の原被告間の取引履歴を廃棄したことを認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。

2 請求原因2（悪意の受益者）について

貸金業者が制限利率を超過する部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき当時の貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち、民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（最高裁判所平成19年7月13日第2小法廷判決）。

これを本件についてみると、被告は貸金業者であることを認めることができるところ、上記特段の事情を認めるに足りる主張及び証拠はない。

したがって、被告は、悪意の受益者であると認めることができる。

3 請求原因3（引き直し計算結果）について

請求原因1(1)の取引について、上記1(2)及び2に従って、制限利率により充当計算を行うと、別紙2のとおり、平成13年11月16日の時点で、過払金元金127万7037円及び過払利息9万9651円が発生している。

第2 結論

よって、原告の請求は、137万6688円（過払金元金127万7037円、過払利息9万9651円）及びうち127万7037円に対する平成13年11月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による過払利息の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法64条本文、61条を、仮執行の宣言につき同法259条1項を（ただし、訴訟費用についての仮執行宣言の申立ては、相当でないので、却下する。）各適用し、主文のとおり判決する。

静岡地方裁判所浜松支部民事部

裁判官 戸 崎 涼 子

利息制限法の上限利率に基づく利息計算表

※過払い利息を元本に充当しない
※過払い金につき年 5 %の利息を付加

No.	日付	借入	返済	利率%	日数	発生利息	利息へ充当	未返済利息	元本へ充当	元本残額	過払利息計
1	1985/3/2	300,000	0	18.0	0	0	0	0	0	300,000	0
2	1985/4/4	0	14,000	18.0	33	4,882	4,882	0	9,118	290,882	0
3	1985/5/7	0	14,000	18.0	33	4,733	4,733	0	9,267	281,615	0
4	1985/6/4	0	14,000	18.0	28	3,888	3,888	0	10,112	271,503	0
5	1985/7/4	0	14,000	18.0	30	4,016	4,016	0	9,984	261,519	0
6	1985/8/5	0	14,000	18.0	32	4,126	4,126	0	9,874	251,645	0
7	1985/9/4	0	14,000	18.0	30	3,722	3,722	0	10,278	241,367	0
8	1985/10/4	0	14,000	18.0	30	3,570	3,570	0	10,430	230,937	0
9	1985/11/5	0	14,000	18.0	32	3,644	3,644	0	10,356	220,581	0
10	1985/12/4	0	14,000	18.0	29	3,154	3,154	0	10,846	209,735	0
11	1985/12/15	50,000	0	18.0	11	1,137	0	1,137	0	259,735	0
12	1986/1/6	0	14,000	18.0	22	2,817	3,954	0	10,046	249,689	0
13	1986/2/4	0	14,000	18.0	29	3,570	3,570	0	10,430	239,259	0
14	1986/3/4	0	14,000	18.0	28	3,303	3,303	0	10,697	228,562	0
15	1986/4/4	0	14,000	18.0	31	3,494	3,494	0	10,506	218,056	0
16	1986/5/6	0	14,000	18.0	32	3,441	3,441	0	10,559	207,497	0
17	1986/6/4	0	14,000	18.0	29	2,967	2,967	0	11,033	196,464	0
18	1986/7/4	0	14,000	18.0	30	2,906	2,906	0	11,094	185,370	0
19	1986/8/4	0	14,000	18.0	31	2,833	2,833	0	11,167	174,203	0
20	1986/8/15	50,000	0	18.0	11	944	0	944	0	224,203	0
21	1986/9/4	0	14,000	18.0	20	2,211	3,155	0	10,845	213,358	0
22	1986/10/6	0	14,000	18.0	32	3,366	3,366	0	10,634	202,724	0
23	1986/11/4	0	14,000	18.0	29	2,899	2,899	0	11,101	191,623	0
24	1986/12/4	0	14,000	18.0	30	2,834	2,834	0	11,166	180,457	0
25	1987/1/5	0	14,000	18.0	32	2,847	2,847	0	11,153	169,304	0
26	1987/2/4	0	14,000	18.0	30	2,504	2,504	0	11,496	157,808	0
27	1987/3/4	0	14,000	18.0	28	2,179	2,179	0	11,821	145,987	0
28	1987/3/15	50,000	0	18.0	11	791	0	791	0	195,987	0
29	1987/4/6	0	14,000	18.0	22	2,126	2,917	0	11,083	184,904	0
30	1987/5/6	0	14,000	18.0	30	2,735	2,735	0	11,265	173,639	0
31	1987/6/4	0	14,000	18.0	29	2,483	2,483	0	11,517	162,122	0
32	1987/7/6	0	14,000	18.0	32	2,558	2,558	0	11,442	150,680	0
33	1987/8/4	0	14,000	18.0	29	2,154	2,154	0	11,846	138,834	0
34	1987/9/4	0	14,000	18.0	31	2,122	2,122	0	11,878	126,956	0
35	1987/10/5	0	14,000	18.0	31	1,940	1,940	0	12,060	114,896	0

利息制限法の上限利率に基づく利息計算表

※過払い利息を元本に充当しない
※過払い金につき年 5 %の利息を付加

No.	日付	借入	返済	利率%	日数	発生利息	利息へ充当	未返済利息	元本へ充当	元本残額	過払利息計
36	1987/10/15	40,487	0	18.0	10	566	0	566	0	155,383	0
37	1987/11/ 4	0	14,000	18.0	20	1,532	2,098	0	11,902	143,481	0
38	1987/12/ 4	0	14,000	18.0	30	2,122	2,122	0	11,878	131,603	0
39	1988/ 1/ 5	0	14,000	18.0	32	2,075	2,075	0	11,925	119,678	0
40	1988/ 2/ 4	0	14,000	18.0	30	1,765	1,765	0	12,235	107,443	0
41	1988/ 3/ 4	0	14,000	18.0	29	1,532	1,532	0	12,468	94,975	0
42	1988/ 4/ 4	0	14,000	18.0	31	1,447	1,447	0	12,553	82,422	0
43	1988/ 5/ 6	0	14,000	18.0	32	1,297	1,297	0	12,703	69,719	0
44	1988/ 6/ 6	0	14,000	18.0	31	1,062	1,062	0	12,938	56,781	0
45	1988/ 6/ 8	60,000	0	18.0	2	55	0	55	0	116,781	0
46	1988/ 7/ 4	0	14,000	18.0	26	1,493	1,548	0	12,452	104,329	0
47	1988/ 8/ 4	0	14,000	18.0	31	1,590	1,590	0	12,410	91,919	0
48	1988/ 9/ 5	0	14,000	18.0	32	1,446	1,446	0	12,554	79,365	0
49	1988/10/ 4	0	14,000	18.0	29	1,131	1,131	0	12,869	66,496	0
50	1988/11/ 4	0	14,000	18.0	31	1,013	1,013	0	12,987	53,509	0
51	1988/12/ 5	0	14,000	18.0	31	815	815	0	13,185	40,324	0
52	1989/ 1/ 4	0	14,000	18.0	30	595	595	0	13,405	26,919	0
53	1989/ 2/ 6	0	14,000	18.0	33	438	438	0	13,562	13,357	0
54	1989/ 2/15	50,000	0	18.0	9	59	0	59	0	63,357	0
55	1989/ 3/ 6	0	14,000	18.0	19	593	652	0	13,348	50,009	0
56	1989/ 4/ 4	0	14,000	18.0	29	715	715	0	13,285	36,724	0
57	1989/ 5/ 8	0	14,000	18.0	34	615	615	0	13,385	23,339	0
58	1989/ 6/ 5	0	14,000	18.0	28	322	322	0	13,678	9,661	0
59	1989/ 7/ 4	0	14,000	18.0	29	138	138	0	13,862	-4,201	0
60	1989/ 8/ 4	0	14,000	5.0	31	0	0	0	14,000	-18,201	17
61	1989/ 9/ 4	0	14,000	5.0	31	0	0	0	14,000	-32,201	94
62	1989/10/ 4	0	14,000	5.0	30	0	0	0	14,000	-46,201	226
63	1989/10/15	50,000	0	5.0	11	0	0	0	0	3,799	295
64	1989/11/ 6	0	14,000	18.0	22	41	41	0	13,959	-10,160	295
65	1989/12/ 4	0	14,000	5.0	28	0	0	0	14,000	-24,160	333
66	1990/ 1/ 4	0	14,000	5.0	31	0	0	0	14,000	-38,160	435
67	1990/ 2/ 5	0	14,000	5.0	32	0	0	0	14,000	-52,160	602
68	1990/ 3/ 5	0	14,000	5.0	28	0	0	0	14,000	-66,160	802
69	1990/ 4/ 4	0	14,000	5.0	30	0	0	0	14,000	-80,160	1,073
70	1990/ 5/ 7	0	14,000	5.0	33	0	0	0	14,000	-94,160	1,435

利息制限法の上限利率に基づく利息計算表

※過払い利息を元本に充当しない
※過払い金につき年 5 %の利息を付加

No.	日付	借入	返済	利率%	日数	発生利息	利息へ充当	未返済利息	元本へ充当	元本残額	過払利息計
71	1990/ 6/ 4		0	14,000	5.0	28	0	0	14,000	-108,160	1,796
72	1990/ 6/15		50,000	0	5.0	11	0	0	0	-55,160	1,958
73	1990/ 7/ 4		0	14,000	5.0	19	0	0	14,000	-73,160	2,109
74	1990/ 8/ 6		0	14,000	5.0	33	0	0	14,000	-86,160	2,435
75	1990/ 9/ 4		0	14,000	5.0	29	0	0	14,000	-108,160	2,777
76	1990/10/ 4		0	14,000	5.0	30	0	0	14,000	-114,160	3,188
77	1990/11/ 5		0	14,000	5.0	32	0	0	14,000	-128,160	3,688
78	1990/12/ 4		0	14,000	5.0	29	0	0	14,000	-142,160	4,197
79	1991/ 1/ 4		0	14,000	5.0	31	0	0	14,000	-156,160	4,800
80	1991/ 2/ 4		0	14,000	5.0	31	0	0	14,000	-170,160	5,463
81	1991/ 2/15		50,000	0	5.0	11	0	0	0	-120,160	5,719
82	1991/ 3/ 4		0	14,000	5.0	17	0	0	14,000	-134,160	5,998
83	1991/ 4/ 4		0	14,000	5.0	31	0	0	14,000	-148,160	6,567
84	1991/ 5/ 7		0	14,000	5.0	33	0	0	14,000	-162,160	7,236
85	1991/ 6/ 4		0	14,000	5.0	28	0	0	14,000	-176,160	7,857
86	1991/ 7/ 4		0	14,000	5.0	30	0	0	14,000	-190,160	8,580
87	1991/ 8/ 5		0	14,000	5.0	32	0	0	14,000	-204,160	9,413
88	1991/ 9/ 4		0	14,000	5.0	30	0	0	14,000	-218,160	10,252
89	1991/ 9/15		50,000	0	5.0	11	0	0	0	-168,160	10,580
90	1991/10/ 4		0	14,000	5.0	19	0	0	14,000	-182,160	11,017
91	1991/11/ 5		0	14,000	5.0	32	0	0	14,000	-196,160	11,815
92	1991/12/ 4		0	14,000	5.0	29	0	0	14,000	-210,160	12,594
93	1992/ 1/ 6		0	14,000	5.0	33	0	0	14,000	-224,160	13,543
94	1992/ 2/ 4		0	14,000	5.0	29	0	0	14,000	-238,160	14,431
95	1992/ 3/ 4		0	14,000	5.0	29	0	0	14,000	-252,160	15,374
96	1992/ 4/ 6		0	14,000	5.0	33	0	0	14,000	-266,160	16,510
97	1992/ 5/ 6		0	14,000	5.0	30	0	0	14,000	-280,160	17,600
98	1992/ 6/ 4		0	14,000	5.0	29	0	0	14,000	-294,160	18,709
99	1992/ 6/15		50,000	0	5.0	11	0	0	0	-244,160	19,151
100	1992/ 7/ 6		0	14,000	5.0	21	0	0	14,000	-258,160	19,851
101	1992/ 8/ 4		0	14,000	5.0	29	0	0	14,000	-272,160	20,873
102	1992/ 9/ 4		0	14,000	5.0	31	0	0	14,000	-286,160	22,025
103	1992/10/ 5		0	14,000	5.0	31	0	0	14,000	-300,160	23,236
104	1992/10/15		30,000	0	5.0	10	0	0	0	-270,160	23,646
105	1992/11/ 4		0	14,000	5.0	20	0	0	14,000	-284,160	24,384

利息制限法の上限利率に基づく利息計算表

※過払い利息を元本に充当しない
※過払い金につき年 5 %の利息を付加

No.	日付	借入	返済	利率%	日数	発生利息	利息へ充当	未返済利息	元本へ充当	元本残額	過払利息計
106	1992/12/ 4		0	5.0	30	0	0	0	14,000	-298,150	25,548
107	1993/ 1/ 5		0	5.0	32	0	0	0	14,000	-312,150	26,851
108	1993/ 2/ 4		0	5.0	30	0	0	0	14,000	-326,150	28,133
109	1993/ 3/ 4		0	5.0	28	0	0	0	14,000	-340,150	29,384
110	1993/ 3/15	35,321	0	5.0	11	0	0	0	0	-204,839	29,896
111	1993/ 4/ 5		0	5.0	21	0	0	0	14,000	-315,839	30,772
112	1993/ 5/ 6		0	5.0	31	0	0	0	14,000	-332,839	32,125
113	1993/ 6/ 4	-	0	5.0	29	0	0	0	14,000	-346,839	33,447
114	1993/ 7/ 5		0	5.0	31	0	0	0	14,000	-360,839	34,919
115	1993/ 8/ 4		0	5.0	30	0	0	0	14,000	-374,839	36,401
116	1993/ 9/ 6		0	5.0	33	0	0	0	14,000	-388,839	38,095
117	1993/ 9/30		0	5.0	24	0	0	0	14,000	-402,839	39,373
118	1993/10/31		0	5.0	31	0	0	0	14,000	-416,839	41,083
119	1993/12/ 1		0	5.0	31	0	0	0	14,000	-430,839	42,853
120	1993/12/27		0	5.0	26	0	0	0	14,000	-444,839	44,387
121	1994/ 1/31	117,000	0	5.0	35	0	0	0	0	-327,839	46,519
122	1994/ 1/31		0	5.0	0	0	0	0	20,000	-347,839	46,519
123	1994/ 1/31	14,000	0	5.0	0	0	0	0	0	-333,839	46,519
124	1994/ 2/ 1		0	5.0	1	0	0	0	299,465	-633,304	46,564
125	1994/ 2/ 1	400,000	0	5.0	0	0	0	0	0	-233,304	46,564
126	1994/ 2/15		0	5.0	14	0	0	0	405,040	-638,344	47,011
127	1994/ 2/15	500,000	0	5.0	0	0	0	0	0	-138,344	47,011
128	1994/ 2/28		0	5.0	13	0	0	0	23,000	-161,344	47,257
129	1994/ 2/28	17,000	0	5.0	0	0	0	0	0	-144,344	47,257
130	1994/ 3/31		0	5.0	31	0	0	0	23,000	-167,344	47,869
131	1994/ 3/31	9,000	0	5.0	0	0	0	0	0	-158,344	47,869
132	1994/ 4/27		0	5.0	27	0	0	0	23,000	-181,344	48,454
133	1994/ 4/27	10,000	0	5.0	0	0	0	0	0	-171,344	48,454
134	1994/ 6/ 1		0	5.0	35	0	0	0	23,000	-194,344	49,275
135	1994/ 6/ 1	8,000	0	5.0	0	0	0	0	0	-186,344	49,275
136	1994/ 7/ 4		0	5.0	33	0	0	0	30,000	-216,344	50,117
137	1994/ 7/ 4	15,000	0	5.0	0	0	0	0	0	-201,344	50,117
138	1994/ 7/29		0	5.0	25	0	0	0	23,000	-224,344	50,806
139	1994/ 7/29	12,000	0	5.0	0	0	0	0	0	-212,344	50,806
140	1994/ 8/31		0	5.0	33	0	0	0	23,000	-235,344	51,765

利息制限法の上限利率に基づく利息計算表

※過払い利息を元本に充当しない

※過払い金につき年 5 %の利息を付加

No.	日付	借入	返済	利率%	日数	発生利息	利息へ充当	未返済利息	元本へ充当	元本残額	過払利息計
141	1994/ 9/10	8,000	0	5.0	10	0	0	0	0	-127,344	52,087
142	1994/10/ 1	0	23,000	5.0	21	0	0	0	23,000	-253,344	52,741
143	1994/10/ 3	9,000	0	5.0	2	0	0	0	0	-141,344	52,809
144	1994/10/31	0	23,000	5.0	28	0	0	0	23,000	-264,344	53,734
145	1994/11/ 4	10,000	0	5.0	4	0	0	0	0	-154,344	53,878
146	1994/12/ 6	0	23,000	5.0	32	0	0	0	23,000	-277,344	54,992
147	1994/12/11	6,000	0	5.0	5	0	0	0	0	-271,344	55,181
148	1994/12/29	0	30,000	5.0	18	0	0	0	30,000	-301,344	55,850
149	1994/12/29	20,000	0	5.0	0	0	0	0	0	-291,344	55,850
150	1995/ 1/31	0	23,000	5.0	33	0	0	0	23,000	-301,344	57,121
151	1995/ 1/31	8,000	0	5.0	0	0	0	0	0	-296,344	57,121
152	1995/ 3/ 1	0	23,000	5.0	29	0	0	0	23,000	-319,344	58,298
153	1995/ 3/ 1	10,000	0	5.0	0	0	0	0	0	-309,344	58,298
154	1995/ 3/31	0	23,000	5.0	30	0	0	0	23,000	-332,344	59,569
155	1995/ 3/31	10,000	0	5.0	0	0	0	0	0	-322,344	59,569
156	1995/ 4/28	0	23,000	5.0	28	0	0	0	23,000	-315,344	60,805
157	1995/ 4/28	10,000	0	5.0	0	0	0	0	0	-335,344	60,805
158	1995/ 5/31	0	23,000	5.0	33	0	0	0	23,000	-358,344	62,320
159	1995/ 6/30	0	20,000	5.0	30	0	0	0	20,000	-378,344	63,792
160	1995/ 8/11	0	20,000	5.0	42	0	0	0	20,000	-398,344	65,968
161	1995/ 8/31	0	20,000	5.0	20	0	0	0	20,000	-418,344	67,059
162	1995/ 9/29	0	13,000	5.0	29	0	0	0	13,000	-431,344	68,720
163	1995/10/31	0	16,000	5.0	32	0	0	0	16,000	-447,344	70,610
164	1995/12/ 1	0	14,000	5.0	31	0	0	0	14,000	-461,344	72,509
165	1995/12/29	0	20,000	5.0	28	0	0	0	20,000	-481,344	74,278
166	1996/ 2/ 6	0	17,000	5.0	39	0	0	0	17,000	-498,344	76,842
167	1996/ 3/ 4	0	20,000	5.0	27	0	0	0	20,000	-518,344	78,680
168	1996/ 4/ 1	0	12,000	5.0	28	0	0	0	12,000	-530,344	80,662
169	1996/ 5/ 1	0	13,000	5.0	30	0	0	0	13,000	-543,344	82,835
170	1996/ 5/29	0	12,000	5.0	28	0	0	0	12,000	-555,344	84,913
171	1996/ 6/29	0	13,000	5.0	31	0	0	0	13,000	-568,344	87,264
172	1996/ 7/30	0	13,000	5.0	31	0	0	0	13,000	-581,344	89,670
173	1996/ 8/27	0	12,000	5.0	28	0	0	0	12,000	-593,344	91,893
174	1996/10/ 3	0	15,000	5.0	37	0	0	0	15,000	-608,344	94,892
175	1996/10/27	0	10,000	5.0	24	0	0	0	10,000	-618,344	96,886

利息制限法の上限利率に基づく利息計算表

※過払い利息を元本に充当しない

※過払い金につき年 5 %の利息を付加

No.	日付	借入	返済	利率%	日数	発生利息	利息へ充当	未返済利息	元本へ充当	元本残額	過払利息計
176	1996/11/25		0	12,000	5.0	29	0	0	12,000	-120,344	99,335
177	1996/12/26		0	13,000	5.0	31	0	0	13,000	-130,344	102,004
178	1997/ 1/24		0	23,000	5.0	29	0	0	23,000	-230,344	104,558
179	1997/ 2/25		0	23,000	5.0	32	0	0	23,000	-230,344	107,478
180	1997/ 3/25		0	11,000	5.0	28	0	0	11,000	-110,344	110,122
181	1997/ 4/25		0	12,000	5.0	31	0	0	12,000	-120,344	113,096
182	1997/ 5/25		0	12,000	5.0	30	0	0	12,000	-120,344	116,023
183	1997/ 6/26		0	13,000	5.0	32	0	0	13,000	-130,344	119,198
184	1997/ 7/26		0	12,000	5.0	30	0	0	12,000	-120,344	122,228
185	1997/ 8/28		0	13,000	5.0	33	0	0	13,000	-130,344	125,615
186	1997/ 9/26		0	11,000	5.0	29	0	0	11,000	-110,344	128,643
187	1997/10/25		0	11,000	5.0	29	0	0	11,000	-110,344	131,715
188	1997/11/26		0	13,000	5.0	32	0	0	13,000	-130,344	135,153
189	1997/12/25		0	11,000	5.0	29	0	0	11,000	-110,344	138,320
190	1998/ 1/24		0	20,000	5.0	30	0	0	20,000	-800,344	141,641
191	1998/ 2/25		0	12,000	5.0	32	0	0	12,000	-800,344	145,272
192	1998/ 3/25		0	11,000	5.0	28	0	0	11,000	-800,344	148,495
193	1998/ 4/24		0	12,000	5.0	30	0	0	12,000	-800,344	151,993
194	1998/ 5/25		0	12,000	5.0	31	0	0	12,000	-800,344	155,659
195	1998/ 6/25		0	20,000	5.0	31	0	0	20,000	-800,344	159,376
196	1998/ 7/26		0	12,000	5.0	31	0	0	12,000	-900,344	163,178
197	1998/ 8/25		0	11,000	5.0	30	0	0	11,000	-900,344	166,906
198	1998/ 9/26		0	12,000	5.0	32	0	0	12,000	-900,344	170,931
199	1998/10/23		0	10,000	5.0	27	0	0	10,000	-900,344	174,371
200	1998/11/24		0	12,000	5.0	32	0	0	12,000	-900,344	178,493
201	1998/12/25		0	12,000	5.0	31	0	0	12,000	-900,344	182,537
202	1999/ 1/25		0	15,000	5.0	31	0	0	15,000	-900,344	186,632
203	1999/ 2/25		0	11,000	5.0	31	0	0	11,000	-900,344	190,790
204	1999/ 3/25		0	10,000	5.0	28	0	0	10,000	-1,000,344	194,588
205	1999/ 3/25		0	390,207	5.0	0	0	0	390,207	-1,390,551	194,588
206	1999/ 3/25	390,207	0	5.0	0	0	0	0	0	-1,000,344	194,588
207	1999/ 4/23		0	10,000	5.0	29	0	0	10,000	-1,010,344	198,561
208	1999/ 5/25		0	10,000	5.0	32	0	0	10,000	-1,020,344	202,989
209	1999/ 6/24		0	10,000	5.0	30	0	0	10,000	-1,030,344	207,182
210	1999/ 7/23		0	10,000	5.0	29	0	0	10,000	-1,040,344	211,275

利息制限法の上限利率に基づく利息計算表

※過払い利息を元本に充当しない
※過払い金につき年 5 %の利息を付加

No.	日付	借入	返済	利率%	日数	発生利息	利息へ充当	未返済利息	元本へ充当	元本残額	過払利息計
211	1999/ 8/24		0	10,000	5.0	32	0	0	10,000	-1,050,344	215,835
212	1999/ 9/23		0	10,000	5.0	30	0	0	10,000	-1,050,344	220,151
213	1999/10/25		0	10,000	5.0	32	0	0	10,000	-1,050,344	224,799
214	1999/11/26		0	10,000	5.0	32	0	0	10,000	-1,050,344	229,490
215	1999/12/24		0	10,000	5.0	28	0	0	10,000	-1,050,344	233,633
216	2000/ 1/25		0	10,000	5.0	32	0	0	10,000	-1,169,344	238,402
217	2000/ 2/25		0	10,000	5.0	31	0	0	10,000	-1,169,344	243,061
218	2000/ 3/24		0	9,000	5.0	28	0	0	9,000	-1,119,344	247,308
219	2000/ 5/ 9		0	20,000	5.0	46	0	0	20,000	-1,139,344	254,342
220	2000/ 6/ 1		0	10,000	5.0	23	0	0	10,000	-1,149,344	257,921
221	2000/ 6/23		0	10,000	5.0	22	0	0	10,000	-1,159,344	261,375
222	2000/ 7/26		0	10,000	5.0	33	0	0	10,000	-1,169,344	266,601
223	2000/ 8/31		0	11,000	5.0	36	0	0	11,000	-1,180,344	272,351
224	2000/ 9/24		0	8,000	5.0	24	0	0	8,000	-1,188,344	276,220
225	2000/11/ 6		0	13,000	5.0	43	0	0	13,000	-1,201,344	283,200
226	2000/11/23		0	6,000	5.0	17	0	0	6,000	-1,201,344	285,990
227	2000/12/26		0	10,000	5.0	33	0	0	10,000	-1,217,344	291,432
228	2001/ 1/24		0	9,000	5.0	29	0	0	9,000	-1,226,344	296,265
229	2001/ 2/24		0	10,000	5.0	31	0	0	10,000	-1,236,344	301,472
230	2001/ 3/22		0	8,000	5.0	26	0	0	8,000	-1,244,344	305,875
231	2001/ 4/22		0	10,000	5.0	31	0	0	10,000	-1,254,344	311,159
232	2001/ 5/23		0	10,000	5.0	31	0	0	10,000	-1,264,344	316,485
233	2001/ 6/20		0	10,000	5.0	28	0	0	10,000	-1,274,344	321,334
234	2001/ 6/26		0	2,000	5.0	6	0	0	2,000	-1,276,344	322,381
235	2001/ 7/21		0	8,000	5.0	25	0	0	8,000	-1,284,344	326,752
236	2001/ 7/27		0	2,000	5.0	6	0	0	2,000	-1,286,344	327,807
237	2001/ 8/26		0	10,000	5.0	30	0	0	10,000	-1,296,344	333,093
238	2001/ 9/23		0	10,000	5.0	28	0	0	10,000	-1,306,344	338,065
239	2001/10/24		0	10,000	5.0	31	0	0	10,000	-1,316,344	343,612
240	2001/11/16		0	365,154	5.0	23	0	0	365,154	-1,681,498	347,759
241	2009/ 5/28		0	0	5.0	2750	0	0	0	-1,681,498	980,710
合計額		2,499,015	4,303,866							-1,681,498	980,710

計算書

(1)月末満期。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

-1,376,688

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H6.10.31			0.18				0		
2	H6.10.31		14000	0.18	0	0	0	-14,000	0	0
3	H6.12.1		14000	0.18	31	0	0	-28,000	-59	59
4	H6.12.27		14000	0.18	26	0	0	-12,000	-99	158
5	H6.1.31		117000	0.18	35	0	0	74,641	-201	0
6	H6.1.31		20000	0.18	0	0	0	54,641	0	0
7	H6.1.31		14000	0.18	0	0	0	68,641	0	0
8	H6.2.1		299465	0.18	1	33	0	-230,791	0	0
9	H6.2.1		400000	0.18	0	0	0	169,209	0	0
10	H6.2.15		405040	0.18	14	1,168	0	-234,663	0	0
11	H6.2.15		500000	0.18	0	0	0	265,337	0	0
12	H6.2.28		23000	0.18	13	1,701	0	244,038	0	0
13	H6.2.28		17000	0.18	0	0	0	261,038	0	0
14	H6.3.31		23000	0.18	31	3,990	0	242,028	0	0
15	H6.3.31		9000	0.18	0	0	0	251,028	0	0
16	H6.4.27		23000	0.18	27	3,342	0	231,370	0	0
17	H6.4.27		10000	0.18	0	0	0	241,370	0	0
18	H6.6.1		23000	0.18	35	4,166	0	222,536	0	0
19	H6.6.1		8000	0.18	0	0	0	230,536	0	0
20	H6.7.4		30000	0.18	33	3,751	0	204,287	0	0
21	H6.7.4		15000	0.18	0	0	0	219,287	0	0
22	H6.7.29		23000	0.18	25	2,703	0	198,990	0	0
23	H6.7.29		12000	0.18	0	0	0	210,990	0	0
24	H6.8.31		23000	0.18	33	3,433	0	191,423	0	0
25	H6.9.10		8000	0.18	10	944	944	199,423	0	0
26	H6.10.1		23000	0.18	21	2,065	0	179,432	0	0
27	H6.10.3		9000	0.18	2	176	176	188,432	0	0
28	H6.10.31		23000	0.18	28	2,601	0	168,209	0	0
29	H6.11.4		10000	0.18	4	331	331	178,209	0	0
30	H6.12.6		23000	0.18	32	2,812	0	158,352	0	0
31	H6.12.11		6000	0.18	5	390	390	164,352	0	0
32	H6.12.29		30000	0.18	18	1,458	0	136,200	0	0
33	H6.12.29		20000	0.18	0	0	0	156,200	0	0
34	H7.1.31		23000	0.18	33	2,541	0	135,741	0	0
35	H7.1.31		8000	0.18	0	0	0	143,741	0	0
36	H7.3.1		23000	0.18	29	2,055	0	122,796	0	0
37	H7.3.1		10000	0.18	0	0	0	132,796	0	0
38	H7.3.31		23000	0.18	30	1,964	0	111,760	0	0
39	H7.3.31		10000	0.18	0	0	0	121,760	0	0
40	H7.4.28		23000	0.18	28	1,681	0	100,441	0	0
41	H7.4.28		10000	0.18	0	0	0	110,441	0	0
42	H7.5.31		23000	0.18	33	1,797	0	89,238	0	0
43	H7.6.30		20000	0.18	30	1,320	0	70,558	0	0
44	H7.8.11		20000	0.18	42	1,461	0	52,019	0	0
45	H7.8.31		20000	0.18	20	513	0	32,532	0	0
46	H7.9.29		13000	0.18	29	465	0	19,997	0	0
47	H7.10.31		16000	0.18	32	315	0	4,312	0	0
48	H7.12.1		14000	0.18	31	65	0	-9,623	0	0
49	H7.12.29		20000	0.18	28	0	0	-29,623	-36	-36
50	H8.2.6		17000	0.18	39	0	0	-46,623	-157	-193

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
51	H8.3.4		20000	0.18	27	0	0	-66,623	-171	-364
52	H8.4.1		12000	0.18	28	0	0	-78,623	-254	-618
53	H8.5.1		13000	0.18	30	0	0	-91,623	-322	-940
54	H8.5.29		12000	0.18	28	0	0	-103,623	-350	-1,290
55	H8.6.29		13000	0.18	31	0	0	-116,623	-438	-1,728
56	H8.7.30		13000	0.18	31	0	0	-129,623	-493	-2,221
57	H8.8.27		12000	0.18	28	0	0	-141,623	-495	-2,716
58	H8.10.3		15000	0.18	37	0	0	-156,623	-715	-3,431
59	H8.10.27		10000	0.18	24	0	0	-166,623	-513	-3,944
60	H8.11.25		12000	0.18	29	0	0	-178,623	-660	-4,604
61	H8.12.26		13000	0.18	31	0	0	-191,623	-756	-5,360
62	H9.1.24		23000	0.18	29	0	0	-214,623	-760	-6,120
63	H9.2.25		23000	0.18	32	0	0	-237,623	-940	-7,060
64	H9.3.25		11000	0.18	28	0	0	-248,623	-911	-7,971
65	H9.4.25		12000	0.18	31	0	0	-260,623	-1,055	-9,026
66	H9.5.25		12000	0.18	30	0	0	-272,623	-1,071	-10,097
67	H9.6.26		13000	0.18	32	0	0	-285,623	-1,195	-11,292
68	H9.7.26		12000	0.18	30	0	0	-297,623	-1,173	-12,465
69	H9.8.28		13000	0.18	33	0	0	-310,623	-1,345	-13,810
70	H9.9.26		11000	0.18	29	0	0	-321,623	-1,233	-15,043
71	H9.10.25		11000	0.18	29	0	0	-332,623	-1,277	-16,320
72	H9.11.26		13000	0.18	32	0	0	-345,623	-1,458	-17,778
73	H9.12.25		11000	0.18	29	0	0	-356,623	-1,373	-19,151
74	H10.1.24		20000	0.18	30	0	0	-376,623	-1,465	-20,616
75	H10.2.25		12000	0.18	32	0	0	-388,623	-1,650	-22,266
76	H10.3.25		11000	0.18	28	0	0	-399,623	-1,490	-23,756
77	H10.4.24		12000	0.18	30	0	0	-411,623	-1,642	-25,398
78	H10.5.25		12000	0.18	31	0	0	-423,623	-1,747	-27,145
79	H10.6.25		20000	0.18	31	0	0	-443,623	-1,798	-28,943
80	H10.7.26		12000	0.18	31	0	0	-455,623	-1,883	-30,826
81	H10.8.25		11000	0.18	30	0	0	-466,623	-1,872	-32,698
82	H10.9.26		12000	0.18	32	0	0	-478,623	-2,045	-34,743
83	H10.10.23		10000	0.18	27	0	0	-488,623	-1,770	-36,513
84	H10.11.24		12000	0.18	32	0	0	-500,623	-2,141	-38,654
85	H10.12.25		12000	0.18	31	0	0	-512,623	-2,125	-40,779
86	H11.1.25		15000	0.18	31	0	0	-527,623	-2,176	-42,955
87	H11.2.25		11000	0.18	31	0	0	-538,623	-2,340	-45,195
88	H11.3.25		10000	0.18	28	0	0	-548,623	-2,065	-47,260
89	H11.3.25	390207	0.18	0	0	0	0	-938,830	0	-47,260
90	H11.3.25		0.18	0	0	0	0	-595,883	0	0
91	H11.4.23		10000	0.18	29	0	0	-605,883	-2,367	-2,367
92	H11.5.25		10000	0.18	32	0	0	-615,883	-2,655	-5,022
93	H11.6.24		10000	0.18	30	0	0	-625,883	-2,531	-7,553
94	H11.7.23		10000	0.18	29	0	0	-635,883	-2,486	-10,039
95	H11.8.24		10000	0.18	32	0	0	-645,883	-2,787	-12,826
96	H11.9.23		10000	0.18	30	0	0	-655,883	-2,654	-15,480
97	H11.10.25		10000	0.18	32	0	0	-665,883	-2,875	-18,355
98	H11.11.26		10000	0.18	32	0	0	-675,883	-2,918	-21,273
99	H11.12.24		10000	0.18	28	0	0	-685,883	-2,592	-23,865
100	H12.1.25		10000	0.18	32	0	0	-695,883	-3,000	-26,865
101	H12.2.25		10000	0.18	31	0	0	-705,883	-2,947	-29,812
102	H12.3.24		9000	0.18	28	0	0	-714,883	-2,700	-32,512

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
103	H12.5.9		20000	0.18	46	0	0	-734,883	-4,492	-37,004
104	H12.6.1		10000	0.18	23	0	0	-744,883	-2,309	-39,313
105	H12.6.23		10000	0.18	22	0	0	-754,883	-2,238	-41,551
106	H12.7.26		10000	0.18	33	0	0	-764,883	-3,403	-44,951
107	H12.8.31		11000	0.18	36	0	0	-775,883	-3,761	-48,715
108	H12.9.24		8000	0.18	24	0	0	-783,883	-2,543	-51,258
109	H12.11.6		13000	0.18	43	0	0	-796,883	-4,604	-55,862
110	H12.11.23		6000	0.18	17	0	0	-802,883	-1,850	-57,712
111	H12.12.26		10000	0.18	33	0	0	-812,883	-3,619	-61,331
112	H13.1.24		9000	0.18	29	0	0	-821,883	-3,227	-64,558
113	H13.2.24		10000	0.18	31	0	0	-831,883	-3,490	-68,048
114	H13.3.22		8000	0.18	26	0	0	-839,883	-2,962	-71,010
115	H13.4.22		10000	0.18	31	0	0	-849,883	-3,566	-74,576
116	H13.5.23		10000	0.18	31	0	0	-859,883	-3,609	-78,185
117	H13.6.20		10000	0.18	28	0	0	-869,883	-3,298	-81,483
118	H13.6.26		2000	0.18	6	0	0	-871,883	-714	-82,197
119	H13.7.21		8000	0.18	25	0	0	-879,883	-2,985	-85,182
120	H13.7.27		2000	0.18	6	0	0	-881,883	-723	-85,905
121	H13.8.26		10000	0.18	30	0	0	-891,883	-3,624	-89,529
122	H13.9.23		10000	0.18	28	0	0	-901,883	-3,420	-92,949
123	H13.10.24		10000	0.18	31	0	0	-911,883	-3,829	-96,778
124	H13.11.16	365154	0.18	23	0	0	-1,277,037	-2,873	-99,651	
125	H13.11.16		0.18	0	0	0	-1,277,037	0	-99,651	
126			0.18	0	0	0	0	0	0	
127			0.18	0	0	0	0	0	0	
128			0.18	0	0	0	0	0	0	
129			0.18	0	0	0	0	0	0	
130			0.18	0	0	0	0	0	0	
131			0.18	0	0	0	0	0	0	
132			0.18	0	0	0	0	0	0	
133			0.18	0	0	0	0	0	0	
134			0.18	0	0	0	0	0	0	
135			0.18	0	0	0	0	0	0	
136			0.18	0	0	0	0	0	0	
137			0.18	0	0	0	0	0	0	
138			0.18	0	0	0	0	0	0	
139			0.18	0	0	0	0	0	0	
140			0.18	0	0	0	0	0	0	
141			0.18	0	0	0	0	0	0	
142			0.18	0	0	0	0	0	0	
143			0.18	0	0	0	0	0	0	
144			0.18	0	0	0	0	0	0	
145			0.18	0	0	0	0	0	0	
146			0.18	0	0	0	0	0	0	
147			0.18	0	0	0	0	0	0	
148			0.18	0	0	0	0	0	0	
149			0.18	0	0	0	0	0	0	
150			0.18	0	0	0	0	0	0	
151			0.18	0	0	0	0	0	0	
152			0.18	0	0	0	0	0	0	
153			0.18	0	0	0	0	0	0	
154			0.18	0	0	0	0	0	0	

これは正本である。

平成22年7月30日

静岡地方裁判所浜松支部民事部

裁判所書記官 白間拳和

これに附する
平成21年10月5日
静岡地方裁判所浜松支部
裁判所書記官 白間孝和

平成21年(モ)第90号 文書提出命令申立事件(本案事件:平成21年
(ワ)第540号 過払金返還請求事件)

決 定

[REDACTED]
申立人(原告)

東京都港区赤坂五丁目2番20号

相手方(被告) 新生フィナンシャル株式会社

同代表者代表取締役 梅田正太

同訴訟代理人弁護士 二川裕之

同 鈴木洋平

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

- 1 申立て人(以下「原告」という。)は、本案事件において、相手方(以下「被告」という。)との間で(又は、当初GE・コンシューマー・ファイナンス株式会社との取引であったものを被告が途中で承継して)、昭和60年3月2日から平成13年11月16日まで継続的に借入れ及び弁済を繰り返した結果、利息制限法所定の利率に引き直して計算すると過払いが生じている旨主張し、被告が上記継続的取引の取引履歴のうち平成5年10月31日以後のものしか開示しないとして、民事訴訟法220条2号又は同条3号に基づき、被告が所持する貸金業法19条所定の業務帳簿又はこれに代わる同法施行規則16条3項に定める書面中、原被告間の継続的金銭消費貸借取引の取引開始時から平成13年11月16日までの期間内の取引に関する事項が記載された部分全部(電磁的記録を含む)の文書提出命令を求めた。
- 2 これに対し、被告は、平成21年8月19日付け「準備書面1」及び同年

9月28日付け「準備書面2」のとおり、要するに、以下(1)ないし(3)のような経過により平成15年1月から9月までの間、顧客との取引から10年が経過した取引履歴を消去する方針をとり、この方針に基づいて消去したため、平成5年10月31日より前の原告主張の文書は所持していない旨主張し、このことは、平成18年10月23日及び同月25日に被告の法務サービスセンターにおいて、同年11月14日には、後述する被告のデータセンターにおいて、それぞれ証拠保全命令が執行されたが、各センターのコンピューターにはいずれも平成5年9月以前の取引履歴は保存されていないことが確認されたことによっても裏付けられるとしている（乙9）。

(1) 被告は、平成14年、取引履歴開示に伴う人的物的負担の軽減、顧客情報の流出防止等の観点から、取引履歴の保存期間につき社内方針を策定することとした。ところで、被告は、顧客とのすべての取引において、いわゆるリボルビング契約（限度額貸付を定める包括ローン契約）方式を採用しているところ、かかるリボルビング契約に基づく顧客との取引においては、顧客は最大60回までの分割払いを選択できることから、その取引の多くが基本的に5年間で最終返済日を迎えるものであった。そこで、被告は、個々の契約における原則的に一番長い返済日である5年に、当時の貸金業法施行規則の要請であった最終の返済期日から3年を加えて、金銭消費貸借契約締結日から遅くとも8年間保存すれば、法令上の義務を果たしたことになるとの理解に基づき（なお、当時、被告は、同規則上の「最終の返済期日」につき、個々の消費貸借契約と同列に、例えば、リボルビング契約が更新等される限り最終の返済期日は到来しないなどといった解釈をとっていなかった。なぜなら、リボルビング契約は、実際には被告からも顧客からも解約されることが殆どなく、自動的に更新されるから、上記のような解釈をとると、貸金業者の保管義務が事実上半永久的なものとなってしまうからである。），さらに、商業帳簿保存義務が10年間とされ

ていることもふまえ（なお、商業帳簿については、当時の商法においても帳簿閉鎖の時から10年間の保存義務が課されていたものであるが、被告は、貸金業法19条所定の業務帳簿が商業帳簿に該当するとの解釈をとっていなかった。），取引履歴の保存期間を10年として社内方針を策定することとした。それに際し、被告は、念のため近畿財務局に上記方針の当否について相談をしたが、これに対し、近畿財務局は、上記処理が貸金業法上問題となる可能性がある旨の指摘をしなかった（乙1）。

(2) そこで、被告は、平成15年1月1日から、一気に、10年以前の履歴を消去することとした。具体的には、取引データ及び残高データが保存されていたカセットテープ（バックアップ用に2本存在していた。）のうち、倉庫業者により保管されていた1本は、同業者をして物理的に粉碎せしめる方法で廃棄を行い、被告のデータセンターに保管されていたもう1本は、同じく同センターに保管されていた顧客の履歴データが保存されたカセットテープとともに、「イレイザー」という機械により磁気情報を消去した上で物理的に粉碎するか、又は上書きすることにより、消去を行った（乙2ないし8）。また、これらのデータは、上記データセンターのハードディスクにも一旦保存されていたが、取引データと残高データは常に13か月経過すると順次自動的に消去されるようにプログラムされているので問題は生じず、履歴データは上書きの方法により全て消去した。

そして、平成15年1月1日以降は、各取引履歴が10年を経過するとともに、10年前の該当月の履歴ごとに消去することとした。

(3) しかし、平成15年10月ころ、金融庁担当官が貸金業法施行規則17条の解釈につき上記処理方針と異なる見解を示したことを契機として、被告は、同見解に従った運用をすべきであるとの結論に至り、同年10月以後、前記処理方針の運用を停止した。

第2 当裁判所の判断

1 そこで検討するに、文書提出命令の申立てに当たっては、その前提となる当該文書の存在は申立人において立証すべき事項であるところ、貸金業法 19 条所定の業務帳簿のように法定の保存義務が課せられている文書については、その保存期間はもとより、保存期間が経過して間もないうちに現実に廃棄されているとは考え難く、一般に所持の蓋然性は高いというべきであるから、廃棄の経過等につき立証がなされ合理的に説明がなされるなどの特段の事情のない限り、これを所持しているものと推認するのが相当である。

これを本件についてみると、相手方は、上記のとおり、取引履歴開示に伴う人的物的負担の軽減、顧客情報の流出防止等の観点から、法令解釈等の検討の結果、取引履歴の保存期間を 10 年間とする社内方針を策定し、平成 4 年 12 月 31 日までの取引関係のデータを平成 15 年 1 月 1 日から一気に消去し、それ以降、毎月、10 年が経過した該当月のデータを消去する運用を平成 15 年 9 月まで続けたため、要するに、同月において顧客との取引から 10 年が経過した平成 5 年 9 月分のデータは消去されることになるが、平成 15 年 10 月以降は上記運用を廃止したため、本件でも平成 5 年 10 月 31 日からの取引履歴は開示することができたものであり、この開示済みのものが被告の所持する取引履歴の全てである旨説明するところ、近畿財務局に問い合わせたり、担当官の見解を受けて運用を中止する等の経過が具体的に説明されていること、上記方針に従った廃棄の方法もそれなりに具体的に述べられ、それを裏付ける証拠（乙 1 ないし 8）も一応存在することなどに照らすと、被告の説明はそれなりに合理的で了解可能なものということができ、その廃棄の経過につき相応の立証もなされているというべきである。

したがって、他に原告主張の文書を被告が保存していることをうかがわせる証拠もない本件においては、原告主張の文書を被告が所持しているものと直ちに推認することはできず、文書提出命令を求める原告としては、上記のような被告の説明や立証にもかかわらず、被告がその文書を廃棄せず現在も

なお所持していることを主張立証しなければならないというべきであるが、結局、本件においては、その立証がされていないものといわざるを得ない。

なお、原告は、貸金業者にとっての取引履歴の重要性からすれば、取引履歴を消去すること自体が不合理であることや、なぜ大容量のハードディスクを自動消除する必要があるのか等廃棄の方法に不合理な点があることなどを指摘するが、まだ過払金返還訴訟が現在ほど多くなく、貸金業者の取引履歴開示義務の議論も現在ほど深まっていなかった平成15年当時において、貸金業者が人的物的負担の軽減や顧客情報の流出防止といった目的から取引履歴消去の仕組みを構築したとしても、それを直ちに不自然、不合理とまでいふことはできない。また、原告は、別事件での被告の応訴態度や被告に対してなされた判決、決定の内容からすれば、被告の主張が虚偽であることは明らかである旨主張するが、たとえ本件訴訟と無関係の訴訟において被告が不合理な訴訟態度をとったことがあるからといって、直ちに本件訴訟においても被告が虚偽の説明をしていると断じることはできない。その他、原告の主張するところをふまえて検討しても、上記結論を覆すには足りない。

したがって、原告主張の平成5年10月31日より前の取引履歴を記載した文書についての提出命令の申立ては、対象となる文書が存在せず、理由がない。また、原告主張の平成5年10月31日から平成13年11月16日までの取引履歴を記載した文書については、既に当該期間の取引履歴が開示済みである以上、文書提出命令を発する必要性がない。

- 2 したがって、本件申立ては理由がないので却下することとし、主文のとおり決定する。

平成21年10月5日

静岡地方裁判所浜松支部民事部

裁 判 官 戸 崎 涼 子

平成21年(ラ)第1990号 文書提出命令申立却下決定に対する抗告事件（原審・
静岡地方裁判所浜松支部平成21年(モ)第90号）

決 定

[REDACTED]
抗 告 人

代理 人 弁 護 士 瀧 康 暢

東京都港区赤坂五丁目2番20号

相 手 方 新生フィナンシャル株式会社

代表者 代表取締役 梅 田 正 太

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は、抗告人の負担とする。

理 由

1 抗告の趣旨及び理由は、別紙「即時抗告申立書」、「意見書(1)」（各写し）に記載されたとおりである。

本件の文書提出命令申立ての趣旨及び理由並びにこれに対する相手方の反論は、原決定の「理由」第1に掲示されたとおりであるから、これを引用する。

2 当裁判所も、本件の文書提出命令申立ては却下すべきものと判断する。その理由は、次のとおり抗告の理由に対する判断を付加するほか、原決定の「理由」第2の1に説示されたとおりであるから、これを引用する。

(抗告の理由に対する判断)

(1) 抗告人は、本件で文書が廃棄されたと認定するためには、相手方の管理する電磁記録媒体の全部を把握したうえで、それらにより管理されていたすべての電磁的記録が廃棄消去されたことを認定しなければならないところ、原決定では、相手方が存在し保管していたと主張するカセットテープ2本とハードディスクの3種類について検討しているにすぎない旨を主張する。

しかし、これら3種類の電磁記録媒体以外にも取引履歴が記録された電磁記録媒体が存在したことを見わせる証拠はない。

(2) 抗告人は、本件で文書が廃棄されたと認定するためには、社内規定などによりすべての電磁記録媒体により管理される電磁的記録を廃棄消去するための体制が整備されていることも認定しなければならないところ、相手方からそのような電磁的記録を廃棄消去するための体制整備の根拠となつた社内方針（以下「本件社内方針」という。）に係る社内文書が提出されていないのであって、そのような社内文書が提出されないのは本件社内方針が策定されたことがないからである旨を主張する。

しかし、証拠（乙1ないし8（枝番を含む。））によれば、実際に、相手方は、平成14年12月、取引履歴を10年で廃棄消去することについて近畿財務局に相談し、平成15年1月、顧客の重要情報についての機密抹消処理等の業務を行う株式会社ワンビシアーカイブズとの間で、データデリート（データ削除）処理業務を委託する基本契約を締結したうえ、同月から同年10月まで毎月、同社に対し、取引履歴を記録したカセット式カートリッジテープのデータ消去を委託した（ただし、同年10月の委託は後にキャンセルした。）ことが認められるのであって、本件社内方針に係る文書が提出されていないからといって、本件社内方針に基づいてデータが消去されたとの認定は左右されるものではない。

(3) 抗告人は、相手方において「人的物的負担の軽減」、「顧客情報の流出防止」を目的として取引履歴の廃棄消去の仕組みを構築するなどということは、電磁記録媒体により管理される電磁的記録を廃棄消去する方がこれを保管し続けるよりも人的物的負担を増大させるし、一部の記録を廃棄消去しても顧客情報の流出防止には役立たないから、電磁記録システムの常識からすればあり得ないことであるとして、相手方における本件社内方針の策定はなかった旨を主張する。

しかし、常識的にどうであるかはともかく、上記(2)のとおり、実際に本件社内方針に基づいてデータの消去がされたことが認められる。

3 よって、本件の文書提出命令申立てを却下した原決定は相当であり、本件抗告は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり決定する。

平成22年1月27日

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 富 越 和 厚

裁判官 佐々木 宗 啓

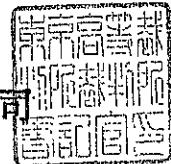
裁判官 大 寄 麻 代

これは正本である。

平成22年1月27日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 古賀武司



東京高等裁判所

(別紙)



抗告人 [REDACTED]

被抗告人 新生フィナンシャル株式会社

即時抗告申立書

平成21年10月19日

東京高等裁判所 御中

抗告人 [REDACTED]

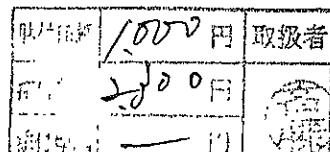
静岡地方裁判所浜松支部平成21年(モ)第90号文書提出命令申立事件につき、平成21年10月5日静岡地方裁判所浜松支部がなした本件申立てを却下するとの決定は不服であるので、抗告を申し立てる。

抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
 - 2 相手方は本決定送達の日から14日以内に、別紙文書目録に記載のとおりの文書を提出せよ。
- との決定を求める。

抗告の理由

- 第1 抗告人は、今後の本件訴追を弁護士に依頼予定しているので、代理人弁護士より、理由書を提出する。
- 第2 抗告人と相手方の立証能力の格差について原決定が全く考慮していない事
- ・一般の顧客であった抗告人は、陳述書と19条書面に記した証拠しか提示できずにいるが、そのことで、主張・証拠からは、相手方が文章を所持している事情は窺がわれないとした原判決の論理は、事実上相手方など貸金業者に対する文書提出命令を封ずるに等しい。
 - ・最高裁判決 H.17.7.19 は、一般顧客と貸金業者の立証能力の格差の問題を理由として、顧客保護の観点から開示義務を認めたものだ。
 - ・しかし原決定のように、貸金業者の主張を覆すに足りる証拠の提出を求めるの



なら、いくら最高裁が取引履歴開示義務を認めても、訴訟で顧客が貸金業者に取引履歴の開示を求めるのは無理・不可能になってしまい、一般消費者は、全く保護されなくなってしまう。

・原決定は、最高裁判決 H.17.7.19 の趣旨を何ら顧みることなく、抗告人と相手方の立証能力の格差を全く考慮せず判断した、不当なものだ。

以 上

(別 紙)

文書目録

1. 文書の表示

相手方が所持する、その業務に関する商業帳簿（貸金業法 19 条で作成・備置が義務づけられている債務者ごとの帳簿），又はこれに代わる同法施行規則 16 条第 3 項に定める書面の中、相手方と申立人との間の継続的金銭消費貸借の取引開始時から、平成 13 年 11 月 16 日までの期間内における金銭消費貸借取引に関する事項（貸付年月日・貸付金額及び返済年月日・返済金額）が記載された部分の全部（電磁的記録を含む）

2. 文書の趣旨

上記文書は、申立人と相手方との間の借入れ及び返済の経過を記載しているものである。

以上

(別紙)

イ ✓

平成21年(ラ)第1990号

抗告人 [REDACTED]

被抗告人 新生フィナンシャル株式会社

意見書(1)

2009年11月16日

東京高等裁判所 第11民事部 御中

抗告人代理人

弁護士瀧 康暢

他



1 電磁的記録による保管の特性

電磁記録媒体による記録の消去については、紙記録に比し、電磁記録媒体は圧倒的に省スペースで保管が可能であること、その複製も紙記録の複写に比し、圧倒的に簡易であることを十分に考慮して判断しなくてはならない。

被告の電磁的記録に取引履歴が廃棄されたことを認定する前提として、

①被告の社内規定などにより記録媒体の全てを把握すること、

②社内規定などによりすべての記録媒体の電磁的記録を廃棄消去する体制が整備されていること、

③実際に記録の廃棄消去が行われたことの証明が必要となる。

本件では、①、②の認定がなされていおらず、被告において別の電磁的記録媒体により取引履歴が保存されていると認定すべきである。

2 被告が管理する記録媒体全部が把握されていないこと



被告は、保存媒体として、カセットテープ2本と、ハードディスクの3種類の保存媒体の存在を明らかにしている。

しかしながら、電磁的記録は、複製（コピー）の手間、費用の点から格段に容易であることは公知の事実である。記録媒体である磁気ディスク、磁気テープ、ハードディスク、COMフィルム等如何なる記録媒体に複製保管（バックアップ）されていたか厳密に確定される必要がある。

単に被告が主張する3つの媒体の記録が廃棄されただけでは、文書としての電磁記録の廃棄を証明するには足りない。電磁記録を廃棄した事実は、まずは被告が幾種類の電磁的記録媒体により記録を管理していたかを全体的網羅的に把握する必要がある。その電磁的記録の全てが消去ないし廃棄した事実が認定されなければ文書の廃棄の事実を認定することはできない（名古屋地決平成21年3月19日・11頁、甲53）。

ところが、原決定は、被告が顧客情報を如何なる電磁的記録で保管し、バックアップを取っていたか、被告に社内の記録保管規定を出させるなどしてその全部の記録媒体の存在を網羅的に把握して認定していない。被告の主張するがまま、ハードディスクとカセットテープ2本に保管していたことを認定しているだけであり、片手落ちである。

3 電磁的記録消去の社内体制を整えたことの証明がないこと

原決定は、「取引履歴開示に伴う人的、物的負担の軽減、顧客情報の流失防止の観点から、社内方針を策定することとした」ことを認定している。

しかし、被告から策定された「社内方針」が提出されていない。新生フィナンシャル（旧GEコンシューマー・ファイナンス）の取引履歴の廃棄の主張は、すでに平成15年頃からなされているが、一度もその社内規定なるものが証拠として提出されたことがない。

貸付残高が、5000億円を超える貸金業者でありながら、顧客の過去のデータ

消去という重大な方針を作成し、それを実施したのであれば、その社内文書規定があつてしかるべきであるのに、本件を含め、社内規定が提出されたことは皆無である。

4 電磁的記録の廃棄・消去の必要性がないこと

原決定は、「貸金業者が人的物的負担の軽減や顧客情報の流出の防止といった目的から、取引履歴消去の仕組みを構築しても直ちに不自然、不合理とまではいえない」とする。しかしかかる理由は、電磁記録システムの常識からすれば、非常識な認定である。

そもそも、電磁記録媒体で取引を保管している場合、10年を超えるごとに消去することのほうが人的に負担を極端に増加させる。自動消去システムが可能かどうかの議論をおくとしても、バックアップカセットテープを10年を超えるごとに連日廃棄するのであれば、その人的負担の増加は計り知れない。

また、物的負担の軽減も同様である。結局のところ記録媒体を粉碎処理し、再利用していないのであるから記録媒体の購入にかかる費用負担は変わらない。むしろ外部の業者に委託して粉碎することでその費用が増加する。

さらに顧客情報の流失防止の観点から過去の記録の「一部」を廃棄することなど全く理由になっていない。全部の顧客情報の廃棄をするのであれば別段、一部の記録を廃棄しても顧客情報の流失防止対策などならない。顧客情報の流失防止策は、セキュリティー管理をグレードアップするほかなく、一部記録の廃棄では顧客情報の流出防止に何ら役立たない。むしろ外部の業者に情報媒体を引き渡すことで流失の可能性が高まる。

被告が、取引履歴の電磁記録を消去廃棄するシステムを構築した目的が、過払金返還請求を逃れるためというのであれば、理由として理解できないではない。「人的物的負担の軽減」「情報流失の防止」という理由は成り立ち得ない。

被告は貸金業の登録業者であり、法を遵守して営業を行っているのであろうから、一度は取引履歴を記録する文書を作成したことは争いがない。

そして、被告はその文書を廃棄したというのであるから、被告において廃棄した事実が証明されない限り、文書提出命令が下されるべきである。

そして、被告が顧客情報を保存するために如何なる記録媒体を利用していたのかすべての記録媒体が明らかにされ、その記録が廃棄消去された事実が証明されなければ、被告が文書を廃棄した事実を認めることはできない。

原決定においては、被告が如何なる記録媒体を所有していたか、その全部を把握しておらず、被告からもその説明すらないのであるから、文書を廃棄した事実を認定することはできない。

以 上